

## トイレブース

評価の内容（申請資料に基づき、次の事項を確認している。）

### 1. 評価対象建築材料

評価の対象としたトイレブースは、**標準仕様書20章2節**に規定するトイレブースとし、使用用途は一般廈用としている。

### 2. 品質・性能等

#### (1) 材質等

規定された主要資材の材質および資材メーカーから製造所への納入ルートを確認している。

項目	材質等	
パネル	表面材	メラミン樹脂系、ポリエスチル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系单一材とすること。
	裏打材	JIS A 6512 (2007)「可動間仕切」の表9材料に規定する材質とし、鋼材については防食処理および防錆処理を施した材料とすること。ただし、メラミン樹脂系单一材の場合は適用しない。
	心材	JIS A 6512 の表9材料に規定する材質とすること。ただし、メラミン樹脂系单一材の場合は適用しない。
	枠材、エッジ材	JIS A 6512 の表9材料に規定する材質とし、鋼材については亜鉛めっき処理を施した材料とすること。
構造金物	笠木	JIS A 6512 の表9材料に規定する材質のうち、耐蝕性のあるものとすること。
	幅木、脚具	JIS G 4305 (2015)「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430J1L および SUS443J1 とし、仕上げは HL 程度とすること。
	壁見切り金物、頭つなぎ等	JIS A 6512 の表9材料に規定する材質のうち、耐蝕性のあるものとすること。
付属金物	ヒンジ、ラッチセット	耐蝕性のあるものとすること。
	戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施してあること。戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とすること。

#### (2) 品質等

(イ) 外観は、JIS A 6512 に規定する5.要求事項b)の規定との整合性を確認している。

(ロ) 加工・組立は、以下の内容を確認している。

項目	品質・性能	
パネル・扉	表面材	標準仕様書16章7節木製建具の表16.7.8によること。ただし、メラミン樹脂系单一材の場合は適用しない。
	小口	防水処理が施してあること。
	金物取合い 補強板	必要に応じ、補強が施してあること。
補強金物	材質および 固定方法	頭つなぎ等で使用するビス類の材質はステンレス製とすること。

## トイレブース

(ハ) 化学物質を放散する資材（ホルムアルデヒド等）は、以下の内容を確認している。

項目	内 容
パネル	1. 合板、集成材、单板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。 2. 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとすること。
接着剤	フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、極めて少ないものとすること。
塗料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、極めて少ないものとすること。

### (3) 性 能

(イ) 耐薬品性・耐汚染性および耐引っかき性の性能は、以下の内容を、表面材メーカーの試験データ等で確認している。

項目	品質・性能	
	耐薬品性および耐汚染性 注)	耐引っかき性 注)
メラミン樹脂系化粧板 およびメラミン樹脂系 单一材	JIS K 6903 (2022)「熱硬化性 樹脂高圧化粧板」に規定する表6 品質の耐汚染性（C法）を満足し ていること。又はこれと同等の性 能を有すること。	—
低圧メラミン樹脂系 化粧板	以下の項目のポリエステル樹脂 系加工化粧合板、化粧MDFお よび化粧パーティクルボードのいづ れかの品質に適合していること。	以下の項目のポリエステル樹脂 系加工化粧合板、化粧MDFお よび化粧パーティクルボードのいづ れかの品質に適合していること。
ポリエステル樹脂系 加工化粧合板	JAS「合板の日本農林規格」 (H30) 第9条（特殊加工化粧合 板の規格）に規定する耐汚染性B 試験を満足していること。	JAS「合板の日本農林規格」第9 条（特殊加工化粧合板の規格）に 規定する引きかき硬度B試験を満 足していること。
ポリエステル樹脂系 化粧MDF	JIS A 5905 (2015)「繊維板」 に規定する表18の化粧MDFの品 質に適合していること。	JIS A 5905 に規定する表18の 化粧MDFの品質に適合しているこ と。
ポリエステル樹脂系 化粧パーティクルボ ード	JIS A 5908 (2003)「パーティ クルボード」に規定する表11の 化粧パーティクルボードの品質に 適合していること。	JIS A 5908 に規定する表11の 化粧パーティクルボードの品質に 適合していること。

注) 耐薬品性および耐汚染性ならびに耐引っかき性の試験性能等は、以下に示している。

<耐薬品性、耐汚染性および耐引っかき性の試験性能等>

(a) メラミン樹脂系化粧板およびメラミン樹脂系单一材

耐薬品性および耐汚染性

JIS K 6902 (2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板試験方法」15.2 B 法の表6汚染材料に規定さ  
れたうち材料番号3, 6, 7, 8, 9, 10, 17の試験結果の判定が「変化なし」であること。

材料番号1, 2, 4, 5, 11, 12, 13, 14, 15, 18は、「変化なし又は軽微な変化」であること、また  
は、これらと同等の性能を有するものであること。

## トイレブース

(b) 低圧メラミン樹脂系化粧板

以下の (c)、(d) のいずれかに適合していること。

(c) ポリエスチル樹脂系加工化粧合板

JAS「合板の日本農林規格」第9条（特殊加工化粧合板の規格）FWタイプに規定された、以下の項目に適合していること。

a. 耐汚染性 B 試験において、試験片の表面に色が残らないこと。

b. 引きかき硬度 B 試験において、きずの深さの平均値が 10 μm 以内であること。

(d) ポリエスチル樹脂系化粧MD F 又はポリエスチル樹脂系化粧パーティクルボード

JIS A 5905「織維版」の「表 18 化粧 MDF の品質」又は JIS A 5908「パーティクルボード」の「表 11 化粧パーティクルボードの品質」に規定された、以下の項目に適合していること。

a. 耐薬品性および耐汚染性

i 耐酸性：変色していないこと。

ii 耐アルカリ性：変色していないこと。

iii 耐汚染性：汚染用グレースケール 3 号以上となっていること。

b. 耐引っかき性

著しく目立つきずあとがついていないこと。

注) 表面材がポリエスチル樹脂系の場合、上記 (c)、(d) のいずれかの試験を適用し、当該試験性能の規定に適合していれば可としていること。

(ロ) 耐久性能は、以下の内容を、**実施要領**に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

項 目	品 質 ・ 性 能
開閉耐久性	JIS A 4702 (2021)「ドアセット」9.4 開閉繰返し試験によるスイングドア（開閉回数 10 万回）を満足していることおよび試験終了時点での構造金物、固定金具等に緩みがないこと。

### 3. 試験方法

(1) ヒンジは、JIS A 1510-2 (2019)「建築用ドア金物の試験方法－第2部：ドア用金物」の規定による。

(2) 戸当たりの衝撃試験は、JIS A 1510-2 の規定による。

(3) 耐久性試験は、JIS A 4702 に規定された 9.4 開閉繰返し試験による。

(4) パネルの耐薬品性・耐汚染性・耐引っかき性試験は表面材に対応する以下の試験方法による。

(イ) メラミン樹脂系化粧板およびメラミン樹脂系单一材

JIS K 6902 に規定された試験方法による。

(ロ) 低圧メラミン樹脂系化粧板

以下の (ハ)～(ホ) のいずれかの試験方法による。

(ハ) ポリエスチル樹脂系加工化粧合板

JAS「合板の日本農林規格」第8条（特殊加工化粧合板の規格）に規定された試験方法による。

(ニ) ポリエスチル樹脂系化粧MD F

JIS A 5905 に規定された化粧 MDF の試験方法による。

(ホ) ポリエスチル樹脂系化粧パーティクルボード

JIS A 5908 に規定された化粧パーティクルボードの試験方法による。